

平成30年度第1回 宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会 議事録

I 日時

平成30年7月24日（火）午前10時から午前11時40分まで

II 会場

宮城県行政庁舎9階 第一会議室

III 出席者

1 委員

相原 芳市委員，内田 幸雄委員，豊田 正利委員，佐々木 恵子委員，田切 富之委員，尾形 由美子委員，千葉 由美委員，伊藤 清市委員，岡部 幸世委員，熊谷 祐二郎委員
(10人中10人出席)

2 事務局

〔社会福祉課〕鎌田参事兼課長，多田社会福祉指導監査専門監，小川副参事兼課長補佐（総括担当）

団体指導班 村田課長補佐（班長），野村主幹，八巻主査，藤原主事，三浦主事

〔長寿社会政策課〕介護保険指導班 吉田主任主査

〔子育て社会推進室〕保育支援班 平塚主任主査

〔障害福祉課〕運営指導班 佐々木課長補佐（班長）

※議事録中の課室名略称：上から順に「社福」「長寿」「子育て」「障害」

IV 会議の内容

1 開会

- ・司会から，半数以上の出席を要する福祉サービス第三者評価事業推進委員会条例（以下，委員会条例という。）第4条第2項の規定により，会議が有効に成立している旨報告。また，宮城県情報公開条例に基づき，公開により進める会議である旨説明。

2 あいさつ

- ・社会福祉課長から，本年6月の委員改選に当たり，就任について御快諾いただき深く御礼申し上げるとともに，福祉サービス第三者評価に係る国の指針が3月に改正されたことに伴い，評価基準の改正や受審率の数値目標の設定等に取り組み，受審促進のため一層の事業推進に努め

てまいる所存である旨あいさつ。

- ・併せて、平成30年6月6日付け委員就任後、初の委員会開催となることから、司会から各委員を紹介。

3 議事

(1) 委員長の指名について（仮議長：社会福祉課長）

① 委員長選出

- ・委員会条例第3条において「委員長は委員の互選によって定める」とされており、内田委員から相原委員を委員長に推薦する旨の発言があった。全委員から承認があり、相原委員も就任を了承。

② 委員長あいさつ（相原委員長）

- ・行政の監査は法令の最低基準をクリアしているかどうか、福祉サービス第三者評価制度はあるべき姿にどれだけ近づいているかを評価するものとして始まったものと考えている。ただ、膨大な調査項目をきちんと評価していくのには、かなりの施設側の労力も必要であるし、また費用も結構かかるということがあるので、先程の課長あいさつにもあったように、受審率をどれだけ高められるか、その方法について当委員会で審議しながら宮城県の福祉行政の向上に役割を果たしていければと考えている。忌憚のない御意見を頂ければと思うので、よろしくお願ひしたい。

(2) 委員長代理の指名について

- ・委員会条例第3条第3項の規定により、相原委員長が内田委員を委員長代理に指名し、内田委員もこれを了承。

(3) 第三者評価機関認証部会に属する委員の指名について

- ・委員会条例第6条第1項及び第2項並びに委員会運営規程第4条及び第5条の規定により、委員長が7名の認証部会委員を指名し、各委員もこれを了承。
- ・部会委員：相原委員，内田委員，豊田委員，千葉委員，伊藤委員，岡部委員，熊谷委員

(4) 平成29年度事業実績について

(相原委員長) 次に、議事(4)の平成29年度事業実績について、事務局から説明をお願いする。

[事務局から、資料2及び資料2参考により、平成29年度事業実績について説明]

(相原委員長) ただいま説明のあった事項について、何か御質問等はないか。

[質疑なし]

(相原委員長) 御質問がないので、承認いただいたということでよろしいか。

[全委員了承]

(5) 福祉サービス第三者評価事業に関する国指針改正等への対応及び平成30年度事業実施について

(相原委員長) 次に、議事(5)の福祉サービス第三者評価事業に関する国指針改正等への対応及び平成30年度事業実施について、事務局から説明をお願いします。

[事務局から、資料3及び4により、福祉サービス第三者評価事業に関する国指針改正等に伴い、第三者評価制度・評価基準の見直し(①評価基準の改正、②受審率の数値目標の設定・公表等、③評価手法の見直し、④評価機関の認証更新時研修の導入)等に取り組む方針である旨説明。また、資料5により、平成30年度事業実施について説明]

(相原委員長) ただいま説明のあった事項について、何か御質問等はないか。

(千葉委員) 第三者評価機関が県内にいくつかあるが、レベル差はないのか。認知症と家族の会の活動をしているが、介護保険の要介護認定の場合でさえ、専門の方が調査しているにもかかわらず、大きなレベル差が調査員によってあるということも多くの方から聞く。これだけの内容を頭に入れて施設に伺い、どれだけの調査ができるのかと思う。資料の50ページ(資料3)に、更新時研修の導入ということで、4研修課目6時間30分との記載があるが、それだけで果たしてちゃんとした評価者になれるのかと。その辺りの現状を伺いたい。

(事務局・社福) 評価機関の質については、全国的には制度創設以来の課題となっている。ただ本県では、4つの評価機関から送付される評価結果を見ると、かなりの期間をかけて施設に足を運び、施設側とコミュニケーションを取って評価を行っており、状況を的確に把握した上で評価していると受け止めている。また、以前に評価を受けた事業所にアンケートをとっているが、その中でも評価調査者のレベルに対する注文は特にはなく、満足度もかなり高いものだった。全国の事例では、a、b、cの三段階評価において、全ての評価項目にb評価を付けているところもあると聞いているが、本県の場合は、評価結果に記載されている施設と評価側それぞれのコメント欄を併せて見ても、的確なものになっていると思う。

なお、評価基準として、評価項目ごとにかかなり細かな着眼点、留意点が示されており、それらに従って評価を行っていただいているということ、また、毎年度行っている継続研修にもかなり多くの方に受講していただいていることから、本県では、そういったもので評価の質が担保されていると考えている。

(千葉委員) 評価がa、b、cの三段階となっているが、どういう経緯で三段階になったのかということも伺いたい。例えば、大学あたりの科目の評価の場合なんかでも、a、b、cの3段階評価をし、最終的にはfの4段階評価をすることも多いが、どちらにするか微妙に迷うところもある。そのような迷ったときに、評価調査者の判断にはなるが、bプラス、bマイナスなどもう少し細かい評価の仕方もあるのではないかと思うが、いかがか。

(内田委員) 資料4-2、99ページの件だと思うが、ガイドラインには「これまで判断水準a、b、cの定義が明確でなかった、また、a評価でなければ適切なサービスが提供されていない

との誤解を招くことから改訂を行い、a評価は、「よりよい福祉サービスの水準・状態」との記載がある。そして、a評価は「質の向上を目指す際に目安とする状態」とも記載されており、まだaに達していないのかな、と日本語的に読める側面もある。逆に、「bは、aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態」となっており、bを標準にしながらa、cと判断するのかな、とも読み取れる。ガイドラインの見直しの部分について、今年度からこのa、b、cの見方を使うのか、来年度から使うのか、この辺りも一緒に教えていただければと思う。

(事務局・社福) この判断水準a、b、cについては、平成26年度の評価制度全面改正の際にこのような形になっており、現在の県の評価基準もこのガイドラインに示されている考え方に則っている。記載の表現に分かりにくいところがあるかと思うが、a評価は、各事業者がよりよい福祉サービスを提供しようとした場合に模範となるような状態、目指すべき姿、b評価はそれに至らない一般的な状態、c評価は課題が大きい状態、ということととらえている。評価の段階の数はいろいろあるかと思うが、福祉サービス第三者評価については、評価結果を全国同じものさしで見ることができるよう、また、利用者側にとって結果が明確に分かりやすいよう、この3段階になったものと考えている。

(相原委員長) 私も評価の経験をしたことがあるが、施設側にいろいろな調査をしたり回答をもらい、調査員としてa、b、cの段階で評価をするが、調査員一人ではなく集団で議論し、それを施設側に返し、施設側と議論して最終的な評価を普通は行っていると思う。施設から、これはaではないのかという議論も結構ある。単に調査する側の判断だけではなく、施設側に返しながら実際はやっているのが現状ではないかと思う。

(千葉委員) その辺りを知りたかった。一個人ではなくこれだけ大きな団体として協議し、また施設とも話し合いをして決めているということであれば、分かった。

(相原委員長) 他にないか。

(伊藤委員) 資料3、51ページの「介護サービス情報公表システムへの評価結果掲載」について伺いたい。今年の4月から障害福祉サービスの情報公表制度が始まっているが、それとの兼ね合いはどのようになるか。また、障害福祉サービスについても、介護サービスと同じような形ができるのか、2点お伺いしたい。

(事務局・長寿) 介護サービス情報公表システムについては、評価結果を全て掲載するものではなく、事業者と協議した上で掲載する仕組みとなっている。

(伊藤委員) 障害福祉サービスの方はどのような形になるのか。

(事務局・障害) 障害福祉サービスの情報公表システムについては、今年度の4月から実施ということで、福祉医療機構が運営するWAM(ワム)ネットにより、全国一律の方法で公表することとなっており、各事業所が今現在入力作業を行っている。その中に、第三者評価の実施状況なども項目に入っており、基本的には入力し、公表するよう指導しているところである。こちらは、9月末に公表する予定としており、現時点では各事業所が入力作業中という状況である。

(伊藤委員) 初めて9月末に全国一律に公表されるということだが、来年度までには介護サービスと同様に、第三者評価の項目が入ってくるのか。

(事務局・障害) 今年度の項目の中に、第三者評価の項目も既に入っている。

(伊藤委員) 例えば、受審したいという事業所や一般の方に、情報公表システムと第三者評価の違いを説明するときに、どのような説明をしたらよいか。

(事務局・障害) 情報公表システムの項目のひとつとして、第三者評価の項目が入っているという関連になっている。

(伊藤委員) そういうことを一般の方に御説明して分かっていただくという感じになるか。ちょっと質問の仕方がわるかったかもしれない。

(事務局・社福) 情報公表システムについては、介護サービスが既存のシステムの改修したもの、障害福祉サービスが新たに始まるシステムで、それぞれ第三者評価の項目を掲載できるよう準備中という状況である。情報公表システムは、あくまでも事業者が自らの現状について、例えば、どのようなサービスを提供しているか、また、利用料や設備、従業員数等、自己のサービスに係る情報を公表し、サービスを選択する際に利用いただくものである。一方、第三者評価は、外部の客観的な立場から評価を受けた結果を公表するものであり、両方を揃えて見ること各サービスの状況がより分かるような形に今後はなる、ということと考えている。

(内田委員) 介護サービス情報公表のセンター長としては、嬉しくもあり総論賛成だが、ただいまの説明にもあったように、介護サービス情報公表というのは基本的に事業者責任である。このため、ケアレスミスも含めて間違っただけで公表した場合、それも事業者責任であるということがひとつポイントになっている。この第三者評価というのは、紙ベースではないのか。

(事務局・社福) 介護サービス情報公表システムにおいて、どのような形式で第三者評価の情報を掲載するのか、まだ情報は入ってきていないが、現在の第三者評価の結果公表は、PDFのデータファイルで行っている。

(内田委員) 広い意味で紙ベースということになるだろうが、情報公表システムそのものは事業者責任で打ち込むもので、第三者評価というのは評価者の責任で先程のa, b, cの評価がついてくるものである。この評価を情報公表システムに取り込むときのa, b, cの打ち込み、これがどこまで細かくシステムに掲載されるかはっきりしていないので何とも言えないが、受審しているということだけを掲載してもあまり意味がない。評価項目の全部だと大量だから、そのうちいくつかとかにa, b, cの評価が掲載されることを期待している。ただ、その入力是谁の責任で行うのか。bをaに間違っってしまうとか、第三者評価をしてきてa, b, cを確定してきたものを、そのとおりにシステムに打ち込む保証、担保は、誰がどこでどのように責任をとるのか、国の方に対しても確認いただきたい。

(事務局・長寿) この点については、厳正なチェックの基に行われた大切な評価であるので、入力についても細心の注意を払うしかないと思うが、評価結果が誤って掲載されて御迷惑をおかけしないよう、気をつけて対処してまいりたいと考えている。

(内田委員) 基本的には県で打ち込む予定なのか。

(事務局・長寿) 介護サービス情報公表システムは、県から外部に委託しており、委託先が入力している。

(内田委員) 自分はその情報公表センターのセンター長を務めているわけだが、センターでは事業者から打ち込まれてきたものは基本的に修正しない。打ち込みは全て事業者責任である。情報公表システムについては、自らの情報の公表であるため自己責任でよいが、外部評価を打ち込むときに事業者が間違ってしまった場合、正確性や重要性が担保されないのではないかと懸念している。情報公表システムに打ち込む責任と、打ち込まれたものと外部評価されてきたものが一致しているかというチェックがどこかで働かないといけないのではないかと、という気がしている。

もうひとつ、第三者評価は、資料4 7ページ(資料2参考)の受審状況を見てもらうと分かるが、高齢者分野では、介護サービス情報公表システムの対象となるもののうち、第三者評価は特養(特別養護老人ホーム)と養護(養護老人ホーム)、通所介護、訪問介護しか入っていない。例えば、老健(介護老人保健施設)とか、通所リハビリなどは入っていない。老健にはそもそも第三者評価という制度がないわけだから、その辺のところも、システム改修のときに、「特養には第三者評価制度があるが、老健にはない」ということが、一般の方が見られたときに誤解のないよう、表記などを工夫するよう国に依頼いただきたいと思う。よろしく願います。

(相原委員長) 例えば、レストランの4とか5とかの評価が、この第三者評価事業の最初のアイデアとしてあったと思う。「うちの施設は評価が4ですよ」「うちは5ですよ」というのを公表して、「あそこの施設は5だから利用しよう」と、そういった判断のレベルを持ってもらいたいということでの公表なので、評価機関が最終的に判断したものを公表していくことになるが、当然入力ミス等は行政の方でもチェックするようになるのではないかと感じる。他にないか。豊田委員はいかがか。

(豊田委員) 特にはない。

(相原委員長) 他にどうか。かなりボリュームがあり、なかなか難しいところもあるが、今年度後半からいろいろなものがスタートするというので、改正等も含まれているが、いかがか。

(内田委員) 先程来から受審率設定の話が出ている。達成できなかったときの罰則はないだろうが、一步前に出たいというふうに思う。3年間のデータを基にあまり努力もなく達成できるという数値を入れるよりは、ちょっとがんばらないとだめだという数値を入れていただきたい。また、この委員会ではずっと前から言っているが、9月になると次年度予算を組み始めるので、平成31年度から目標を設定するという事は、前年度の秋口から、第三者評価を受けるようにというアピールをしていく必要がある。受審率の目標を作ったとしても、受審のPRを年内からやっていかないと予算化できない事業所もたくさんあるかと思う。その辺のところもしっかり考えてやっていきたいと思っているので、よろしく願います。

(相原委員長) 他にはいかがか。

(伊藤委員) 数値目標を設定し、今後受審施設が増えるということを予想して、その後であるが、やはり私のようなエンドユーザーからすると、第三者評価自体がまだまだ一般の方に知られていないということがある。もっと知られば、「うちの施設も第三者評価を受けてください」とか、「うちの事業所はまだ受けていないのか」というように、利用者から声があがってくるような仕組みもひとつかと思う。集団指導で今回お話しをさせていただき、効果的だったかは分からないが、県民の方々が集まる場所や目につくところで、「皆さんが利用している施設、事業所では第三者評価を受けていますか」と底上げする形でパーセンテージを上げていく方法もあるのではないかと思うので、その辺の検討もぜひお願いしたい。

(尾形委員) 受審率について、保育所が上がっていないと思うのだが、保育所分野に認定こども園は含まれているか。

(事務局・子育て) 資料47ページ(資料2参考)に、平成29年度対象施設が421とあるが、こちらには保育所型認定こども園は計上されているが、その他の認定こども園については掲載されていない。

(尾形委員) 新制度になって、認定こども園が5年経ったら受審することになっている。そうすると、そろそろ受審しなければならぬ年度に入ってきている。どのように受審してもらうか、促進をどのように考えているのか。また、先程仙台市を含めて市町村に受審促進のお話をしたという説明があったかと思うが、市町村のニュアンスはどうだったか。特に仙台市では、数字の半分は仙台市所管である。どう考えているかお聞きしたい。

(事務局・子育て) 認定こども園については、保育所と同様、年に1度定期監査に入っている。その際に、保育所と同様に参考資料等を配付しながら、第三者評価の受審について働きかけをしているところである。また、市町村、公立の保育所については福祉事務所が監査等に入っているため、そういった地方機関によるアプローチも強化しながら、公立の保育所についても受審の方向に結びつけられるような形で進めていきたいと考えている。

なお、こちらで監査に入っている際のニュアンスとしては、障害者・児分野、高齢者分野ともに同様と思うが、人手不足の中でどのような形でこの事務作業に時間を割くことができるか、各法人で検討されているところであるかと思うが、結果的にこのような数字にとどまっているという感があるので、その辺も踏まえて働きかけ方を考えてまいりたい。

(尾形委員) 認定こども園は3類型ということで、幼保連携型も入ると思うが。

(事務局・子育て) 認定こども園は4類型で、そのうち保育所型は保育所の認可を受けている施設なので第三者評価の受審率の設定等の対象となるが、幼保連携型については対象には含まれていないと認識している。

(熊谷委員) 幼稚園型認定こども園は学校教育法に基づく幼稚園のままであるが、幼保連携型認定こども園は社会福祉事業のはずで、対象になりうると思うので、確認いただきたい。

それから、3年前、保育所の監査担当課の課長だったので状況をお話しさせていただくと、

第三者評価を受けているのは、全国系列でやっているところが主で、それ以外は受審率が上がっていないというのが御覧になってすぐに分かると思う。保育所の指導監査のことで言うと、御存じのとおりかなり施設数を増やしていて、指導部門はそれだけで手一杯で、第三者評価までは頭が回っていないというのが正直なところ、というのが今も変わっていないのではないかなと思う。社会福祉法人は、受けなければいけないという認識が高いと思うが、実際に増えているのは株式会社とかその他のところである。社会福祉法人であれば、第三者評価を受けると指導監査が1年延びるということがあるが、株式会社にはそのようなことがないのでメリットはない。元々は、第三者評価によってお客を呼べるということがある。株式会社は逆にその辺の意識が高いので、そういう面ではのってくる部分は多いのではと思っている。先程来から受審率の話が出ているが、やはりなかなかインセンティブが働かないままに義務だけが課せられているので、社会福祉法人も法人制度改革により公益的事業を地域でより展開していかなければならないとかいろいろな課題がある中で、難しい部分もあるのではないかと個人的には思っている。

(内田委員) 熊谷委員にする話ではないかもしれないが、仙台市にはまだ公立の保育所があるのではないかな。そこへの予算化というのは考えていただけないものか。

(熊谷委員) 今その立場ではないが、たぶん無理だと思う。

(内田委員) それはなぜ無理なのか。

(熊谷委員) 今はその立場ではないので何とも言えないが、公立が積極的に第三者評価を受けるメリットがあるのかというと、インセンティブという面では、受けるメリットがない。

(内田委員) そこはぜひ考えていただけるとよいのではないかなという気がする。

(尾形委員) 確かにメリットは目に見えてはないが、この事業を推進する上では非常にメリットがあると思う。公立が率先して受けてくれた、今年はこの市町村で受けた、というのがあれば、そこに付随していく、というのが民間の考えであるので、ぜひその辺を、というのを何年も申し上げてきた。

(熊谷委員) 気持ち的には分かるが、限られた予算でどれを選ぶかということになると、立場ではないので申し上げられないが、正直、そちらに飛びつく前に、この暑い夏からすれば申し訳ないが公立保育所にエアコンを入れる方が先だと思う。ただでさえエアコンが少なく、暑い暑いと言われている施設なので、そちらが優先になるかと思う。これは正直ベースである。申し訳ない。

(尾形委員) 私も現場にいるので、その辺のところの事情はよく分かる。うちは社会福祉法人なので、受けなければという気持ちもすごくある。ただ、人がいないというのが非常に致命的な原因になる。これ以上職員に負担をかけられない、というのが現場の一番の思いではある。先程認定こども園の話を出したのは、社会福祉法人で認定こども園になっているところも結構あるし、幼保連携型も対象になるのであれば、そちらからも受けてはどうかと働きかけるものひとつの手ではないかと思い、先程申し上げた。やりたい気持ちはどこもすごくあるが、1法人

1施設という、組織立ってはいけないところも結構あるので、そうなると負担感が非常に大きいのではないかと感じている。

(相原委員長) いろいろ御意見が出てきたが、他にどうか。

(佐々木委員) 非常にこの場所で発言しにくいと毎回思っているが、特養で1度受審して、公表の期間が過ぎていて、次に受審していない。申し訳ないと思いつつなのではあるが、お尋ねしたいのは、1度受審した施設が再度受審する率はどのくらいあるかということである。また、受審した数の報告はきっちり出ているが、量的な評価だけでなく、質的な評価、どのようなメリットがあったかということ発信していくことが大事ではないかと思っている。私自身が受審したときは、被災して再建する際に、中のことを全て見直すためということでの受審でもあって、非常によい内部的な効果はあった。ただ、費用面で、予算化しづらい。予算化するときに、こういうメリットがあるのでこういう金額を、というのがなかなか法人内でも難しいと感じている。そのときに、メリットが分かりやすい形で出てくるとか、行政側からの強い押しがあるとか、なかなか人手不足等で議論が進まない中、どこかで何か突破口を開いていかないと、数字だけのせていっても結果が目に見えている。具体的な話ではなくて申し訳ないが、受審率と質的な評価というところで事務局の御意見を頂ければと思う。

(事務局・社福) 再受審率について、今数字は持っていないが、これまでの受審状況を見ると、半分という言い過ぎかもしれないが、再度受審いただいているところもかなりある。

質の評価については、再度受審しようと思っていただくためにも、その点が肝心だと思っている。今回の各種制度の見直しで、障害福祉分野と高齢者福祉分野では、事業者に対し第三者評価の受審状況を利用者へ説明することが義務づけられたため、今後、受審をどうしようかと検討するタイミングが出てくるかと思う。その中で、「実際に受けてみたらこのようなメリットがあった」ということをこちらでも多く集め、事業者に提供していきたいと思う。また、今年度は受審した事業所を対象にアンケートを実施したいと考えており、その中から新しい受審につながるような意見や感想、事例などを集められたらと考えている。

(相原委員長) ほかにどうか。

(千葉委員) 受審率を上げるためにどうすればよいかと考えたときに、2回目から安くするとかいうことはないか。

(事務局・社福) そのようにできたら非常によいと思う。ただ現状では、評価機関が設定している受審料金が大体20万円から30万円で、受ける側からするととても高いと感じると思うが、一方で、評価機関の側としては、複数名の評価調査者で対応して、自己評価結果や様々な資料の分析、利用者へのアンケートを実施するほか、何回も施設に足を運び、施設の方、利用者の方と面談をし、コミュニケーションを重ねて評価に当たっており、評価機関として受審料を現状より抑えるのは難しいと思われる。それでは補助は、ということになるかと思うが、これまでも何回か御意見を頂いているところであるが、県単独で補助を行うのは難しい状況である。前回の委員会で国への働きかけについて御意見を頂き、今年度、北海道・東北ブロックと

して受審費用への補助を国へ要望したところである。

(相原委員長) よろしいか。いろいろ御意見あるかと思うが、この場で解決できるというのは、かなり厳しいことではないかと思う。いろいろな取組がこれから大事になってくると思うが、特にこれはお話ししておきたいということはあるか。

(伊藤委員) 受審率をいかに高めるかという議論をずっとやっているが、先行事例で受審率が上がったものがあれば、次回御紹介いただけるとアイデアが出るかと思う。

(相原委員長) そういう情報も必要かもしれない。ほかにはどうか。

(田切委員) 今回初めて参加させていただき、第三者評価を受審したこともないが、委員に就任する前にも第三者評価のことを聞いたことがあり、「自分のところで受けなくていいのか」と言わせていただいたこともあるが、帰ってきた言葉が「忙しい」ということだった。第三者評価を受けるのにどんな資料が必要になるかも分からないが、この評価を受けるのにどのくらい準備が必要になるのか。また、社会福祉法人が受審した場合に、会計監査も1年延長になるのかその辺もはっきりしない。いろいろな監査を受けているが、2年続けて監査を受けたこともある。福祉サービスはいろいろ変わってきているが、監査を受けることで対応できているかを確認したり、改めて勉強するということもある。サービスについては、利用者本人が「ちゃんと受けているよ」ということが大切である。その辺をいかにして引っ張り出すのか、というのも見えないが、その辺が分かるように御説明いただければと思う。

(事務局・社福) 1点目、受審する際に施設側にどの程度作業期間が生じるかということであるが、まず、評価の申込みから結果の公表まで、大体3か月から半年と言われている。事前準備として自己評価の過程があり、評価項目の内容について自ら確認したり、職員による会議を持って情報や認識を共有したりという場面があり、それもこの制度のひとつのメリット、特徴かと思う。そこにどの程度時間をかけるか、事務局として具体的ものはないが、申込みがあつてから施設に入るのに1か月から2か月程度間があるので、その間にそうした準備を行っていたのであろうと思う。また、施設を訪問した際は、利用者のアンケートなり、アンケートが難しければ直接お話を伺う利用者インタビューというのも手法としてあるので、評価調査者、評価機関が現状を把握する機会になっているかと思う。

福祉サービスの監査の関係についてであるが、受審によって監査の周期が延長されるのは社会福祉法人の指導監査のみである。それ以外にも、サービスごとにいろいろな事業者指導が別途行われており、根拠となる法律や頻度、対象となる項目が異なっている。このため、場合によって2年続けてということが起きたのかもしれないが、今後は、社会福祉法人としての指導監査で行われる会計監査については、条件に該当すれば周期の延長ができる、という整理で対応していくこととなる。

(相原委員長) よろしいか。ほかにはいかがか。時間も迫ってきている。

(事務局・社福) 受審率に関していろいろ御意見を賜った。以前から御指摘されているところで、事務局として申し訳ないと思っている。御指摘いただいたとおり、受ける側の負担感があり、

一方で受審することによるメリットもあるので、我々としてもこれまで以上に監査や集団指導の場を通じて、メリットを伝えられるような形で周知に努めてまいりたい。また、利用者への周知も必要ではないかという御指摘もあり、この場ではすぐ浮かばないが、どういったことができるか考えてまいりたい。今回、受審率の数値目標の設定ということがあり、なお一層力を入れていかなければいけないと思っている。引き続きいろいろと御意見、御協力を頂ければと考えているので、今後ともよろしくお願ひしたい。

(相原委員長) よろしいか。

(内田委員) 足かけ10年、この委員会に最初から関わらせていただき、今年度、初めて受審率の目標設定が具体的に出てきたというのが大きな一歩、と思うのと同時に、やはり大きな一歩にしていかなければ、と思っている。先程伊藤委員から、先進地の話が出ていたが、事務局というのは全部都道府県か。それから、先進地の広報の仕方や利用者の閲覧数も含めて集めていただけるとありがたい。

(事務局・社福) お尋ねのあった1点目、都道府県推進組織については、本県と同様に都道府県自らが推進組織となっているところと、社会福祉協議会のような団体で担っているところとがある。

それから2点目の先進地について、全国的な状況を見ると、全国の受審件数の半数以上が東京都である。他の都道府県は、多少差はあるが、全国的に苦戦している状況にある。東京都の受審件数が多い理由としては、受審費用の補助があるということと、運営費の補助を受ける際に第三者評価を受審しないと減額になる、ということがあると思われる。

(内田委員) 確かに東京都はホームページを見てもすごい。

(相原委員長) 運営費を減額するというのはいいかもしれない。ほかにもいろいろあるかもしれないが、今お話を伺っていると、受審率をどうやって上げるのか、また、「評価を受けた施設でこういうメリットがあった」というのを他の施設にどれだけ広く知らしめることができるのか、こういうことが大事である。私も評価に携わっていたときに、受けたところの職員は非常にメリットがあると話をしていて。施設長と私たち職員の考え方の違いがはっきりしたとか、利用者や家族にアンケートをとったときに、施設側になかなか直接言えなかったことをいろいろ書いて、施設側でその食い違いを議論するということが行われ、利用者との関係にもつながっていくので、ぜひうまく受けられる方法を考えていく必要がある。先程いろいろ負担があるというお話もあったが、指導監査を受けるぐらいの資料があれば第三者評価も受けられると思うので、ぜひ広く福祉サービス第三者評価を受けられるよう行政側としてもいろいろ考えを出しながら進めていただければと思うが、よろしいか。

それでは、福祉サービス第三者評価事業に関する国指針改正等への対応及び平成30年度事業実施については、事務局の対応方針、手順により、本日の委員の方々の御意見等も含め推進することとしたいと思うが、いかがか。

[全委員了承]

(相原委員長) それでは、そのように進めていきたいと思う。

4 その他

(相原委員長) 次に、次第4のその他であるが、何かあるか。

(事務局・社福) 第2回委員会について、12月頃を予定しており、日程等決まったら早めに御案内するので、御対応いただくようお願いする。また、事前に、具体案ということで、かなりの量で大変恐縮であるが、資料をお送りするので、予め御意見等伺わせていただければと思う。年末のお忙しい時期に申し訳ないが、どうぞよろしくをお願いする。

(相原委員長) 他に、その他でないか。よろしいか。なければ以上で本日の議事を終了する。御協力いただき感謝する。

5 閉会